

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供（2024年度）

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率という）を公開することが義務付けられました。

許可番号：派13-313980

事業所名：コガソフトウェア株式会社

1. 派遣労働者の数	18名
2. 派遣先数	5社
3. 派遣料金の平均額	38,917（1日8時間あたりの額）
4. 賃金の平均額	20,650（1日8時間あたりの額）
5. マージン率	46.9%

※マージンの算出方法

$$\text{マージン率} = \frac{\text{労働者派遣の料金} - \text{派遣労働者の賃金}}{\text{労働者派遣の料金}}$$

6. 教育訓練に関する事項

- ・プログラミング研修・ステップアップ研修・ドキュメント研修
- ・スキルアップ研修・リーダーシップ研修・マネジメント研修
- ・ビジネスマナー研修・セキュリティ研修

7. その他労働者派遣事業の業務に関する参考事項

マージンには、営業利益以外に法定福利費、その他経費（教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得、募集採用費、労務管理費、事務所費、光熱費などの諸費用）などが含まれます。